令和８年（フ）第４９２５号
大阪府吹田市高野台４丁目１番６―320号
債務者　久保田淳子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９８５号
大阪府豊中市服部西町２丁目７番30―303号、前住所大阪府豊中市曽根東町５丁目14番９号
債務者　大畑　陽子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５０５２号
大阪市生野区新今里７丁目４番８号松崎病院内、前住所大阪市生野区巽中１丁目18番12―608号
債務者　辻野　尚味
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第７９１号
広島市西区井口４丁目32番５―102号
債務者　福島　孝徳
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１９号
広島市中区平野町４番７―303号
債務者　石塚小百合
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９７号
広島県竹原市吉名町554番地１
債務者　小島　裕子
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第３３９号
熊本県阿蘇郡西原村大字布田1006番地３　ボナール・ビューラーⅠ　101号
債務者　堤　美由貴
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９３号
熊本市南区城南町永1540番地２　グランディールＮａｇａ105
債務者　鶴田　廣志
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４９６号
熊本市東区保田窪４丁目３番38号　エイネメンションＡ―305
債務者　瀬田　ゆり
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１２７号
宮城県大崎市古川米倉字上屋敷169番地２　フラットファイネストⅡ　101号
債務者　松本　亜樹（旧姓三浦）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第１１４号
栃木県佐野市高萩町264番地　プリベレーハウス　201
債務者　大塚　里緒（旧姓木村）
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和８年（フ）第６２５号
千葉県松戸市牧の原２丁目１番地　常盤平南部市営住宅１号棟809号
債務者　ＨＩＲＡＴＡ　ＺＥＮＡＩＤＡ　ＩＬＡＮＧ　ＩＬＡＮＧ
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７３１号
千葉県流山市木３丁目15番地の40
債務者　井崎久美子
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第７４５号
千葉県松戸市南花島３丁目52番地の６　グレース松戸Ⅲ　201号
債務者　坂本　澪音
1　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

令和８年（フ）第２４６号
金沢市専光寺町ツ72番地４
債務者　辻　　信子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
金沢市武蔵町17番25号　高瀬ビル301号、従前の住所金沢市安江町３番29号
債務者　飲食店「之」こと砂原　美咲
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
金沢地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８８号
石川県白山市福留町660番地４　信開ウェラコートオレンジＮ220号室
債務者　森川　芳二
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
金沢地方裁判所民事部